

## 内部通報規定

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、関東学生ゴルフ連盟（以下、「本連盟」という。）に加盟する加盟校ゴルフ部の部員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス運営の強化に資することを目的とする。

### 第2章 通報・相談処理体制

(窓口)

第2条 通報者からの通報を受け付ける窓口を本連盟が委任する弁護士事務所に設置する。

(通報者)

第3条 内部通報窓口の利用者は、本連盟に加盟するゴルフ部に所属する部員（以下、「通報者」という。）とする。

(通報対象事実)

第4条 通報者は、本連盟の個人加盟者又は加盟校のゴルフ部において法令違反行為、本連盟規約違反行為又は公益財団法人日本ゴルフ協会の定めるアマチュア規則違反（以下、「当該違反行為」という。）が生じ、又は生じる恐れがあると思料した場合、内部通報窓口に通報することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、内部通報窓口担当者は、常任理事会において選任された内部通報窓口担当理事（以下、「内部通報窓口担当理事」という。）の承認を得て、当該通報を内部通報の対象外とすることができる。

- (1) 裁判その他の国家機関又はスポーツ仲裁裁判所若しくは日本スポーツ仲裁機構による紛争解決手続に係属している又はこれらによる判断が確定したもの。
- (2) 競技においてなされる審判及び競技団体の判定に関する事項。
- (3) 大学ゴルフに関係しない法令違反等行為、私怨、誹謗中傷、不平不満等。
- (4) 怪我や疾病の診断若しくは治療、医薬品やサプリメント等の成分に係る事項等、医学的又は薬学的な見地に係る事項。

- (5) 通報者又は通報対象者の家庭に係る事項。
- (6) 通報対象事実に該当しない事項

### 第3章 通報の処理

#### (通報の方法及び対応)

第5条 内部通報窓口の利用方法は、書面又は電子メールとする。書面又は電子メールによる通報は、「通報事案」(様式1)によって行うこととし、通報者は、通報事実を裏付ける資料を提出することに努めるものとする。

#### (通報受領の通知)

第6条 窓口は、電子メール又は書面により通報がなされた場合、通報者に対し、遅滞なく通報を受領した旨を通知する。ただし、匿名による通報の場合は、この限りでない。

#### (通報内容の検討・調査)

第7条 内部通報窓口の業務担当者は、通報受付後、調査の要否、調査が必要な場合には具体的な調査内容を検討し、内部通報窓口担当理事に連絡し、今後の対応について、通報者に通知する。ただし、匿名の通報の場合はこの限りでない。

#### (通報者情報の不開示)

第8条 内部通報窓口の業務担当者は、通報者の同意がある場合を除き、通報者の氏名及び住所、所属校に関する情報を開示しない。

#### (調査)

第9条 通報された事項に関する事実関係の調査は、第2条の弁護士事務所及び内部通報窓口担当理事が選任する調査委員で構成する調査委員会が行う。

- 2 前項の内部通報窓口担当理事の調査委員の選任にあたっては、通報された事項に関係する者を選任してはならない。

#### (協力義務)

第10条 本連盟に加盟する学校及び学校ゴルフ部並びにゴルフ部に所属する

部員（以下、「協力者」という。）は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合、前条第1項の弁護士事務所又は調査委員（以下、「調査担当者」という。）に協力しなければならず、調査担当者の業務を妨害してはならない。

- 2 前項に基づく協力の依頼に対し、協力者が協力をしなかった場合、通報があった事実及び協力者が協力をしなかった事実を公表することができる。

#### （是正措置）

第11条 調査の結果、当該違反行為が明らかになった場合、調査委員会の報告に基づき、本連盟は速やかに是正措置及び再発防止措置を命じなければならない。

#### （処分）

第12条 調査の結果、当該違反行為が明らかになった場合、本連盟は、当該行為に関与した者に対して、本連盟規約に基づき、処分を課すことができる。ただし、被処分者が通報者である場合には、その処分を減免することができる。

#### （通知）

第13条 本連盟は、通報者に対し、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名での通報の場合は、この限りでない。

#### （不正の目的）

第14条 通報者等は、虚偽の通報や他人を非難中傷する通報その他の不正の目的での通報を行ってはならない。本連盟は、そのような通報を行った者に対し、本連盟規約に基づく処分をすることができる。

## 第4章 当事者の責務

#### （通報者等の保護）

第15条 本連盟は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して除名、退会命令その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

- 2 本連盟は、通報者等が相談又は通報をしたことを理由として、通報者等の周辺環境が悪化することがないように適切な措置を取らなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等の妨害行為（以下、「妨害行為」という。）を行った本連盟加盟校に所属するゴルフ部部員、監督、コーチ又は加盟校の関係者に対して、妨害行為者及び妨害行為者の所属する加盟校ゴルフ部に対して、理事会の決議に基づき、出場停止、退会命令又は除名の処分をすることができる。

（個人情報保護）

第16条 本連盟及び本規定に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 本連盟及び本規定に定める業務に携わる者は、通報者の承諾または法令に基づく場合など正当な理由がない限り、通報者の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知りえた情報を本規定に基づく本連盟への報告・協力者に対する調査・処分これらに付随する目的以外に利用してはならない。

（改廃等）

第17条 この規定の改廃は、理事会の決議によらなければならない。

附則

第1条 この規定は、令和4年6月8日に制定し、同日より実施する。